

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学(以下「本学」という。)が、共同研究を目的とする民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)から受入れる研究費(競争的資金を除く)等を有効に活用し、もって本学の産学連携活動の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「共同研究」とは、本学及び民間機関等が、共通の研究課題について共同して行う研究をいう。

(共同研究の申込み)

第 3 条 共同研究の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 共同研究申込書(別記様式第 1 号)
- (2) 共同研究受入申出書(別記様式第 2 号)
- (3) 共同研究契約チェックシート(別記様式第 3 号)

(実施の可否)

第 4 条 共同研究実施の可否の決定は、学長が副学長に委任するものとし、副学長は本学の教育研究上有意義であると認めた場合に許可を決定する。

(共同研究の内容変更)

第 5 条 前条の規定に基づき共同研究の実施の決定を受けた研究責任者は、当該共同研究の施行中に研究内容の変更が生じた場合は、共同研究一部変更申出書(別記様式第 4 号)に変更内容を記載し、その他必要な書類を添付の上、学長に提出する。

2 前項に基づく共同研究の変更に対する可否の決定は、前条の規定を準用する。

(契約の締結)

第 6 条 前 2 条の規定により許可を決定したときは、速やかに民間機関等と共同研究実施又は共同研究の内容変更に係る契約を締結するものとする。

(研究の期間)

第 7 条 共同研究の実施期間は、原則として 3 ヶ月以上とする。

(研究者の受入れ)

第 8 条 共同研究の施行に当たり、民間機関等に属する研究者を受入れる場合は、自治医科大学共同研究員規程(平成 27 年規程第 41 号)の定めるところにより共同研究員として、受入れるものとする。

(共同研究に要する経費)

第 9 条 民間機関等は、共同研究の遂行のため、本学が負担するものを除き、必要に応じて旅費、消耗品費、人件費等の直接経費及び管理経費を負担するものとする。

(経理)

第 10 条 前条に掲げる経費は、学術研究補助金、助成金等取扱規程(平成 8 年規程第 18 号)の定めるところにより委託研究費として受入れ、経理するものとする。

(契約の遵守及び守秘義務)

第 11 条 共同研究に従事する者は、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守しなければならない。

(研究成果の公表)

第 12 条 共同研究による研究成果については、原則として公表するものとする。

2 前項に規定する公表について、時期、方法等を別に定める必要がある場合は、民間企業等と協議するものとする。

(発明等の取扱い)

第 13 条 共同研究において行った発明等に係る知的財産権の取扱いについては、自治医科大学発明等取扱規程(平成 17 年規程第 2 号)の定めるところによる。

(事務)

第 14 条 共同研究に関する事務のうち、経理に関する事務は総務部総務経理課が、その他の事務は大学事務部研究支援課が行うものとする。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 11 日から施行する。

別記様式第 1 号

[別紙参照]

別記様式第 2 号

[別紙参照]

別記様式第 3 号

[別紙参照]

別記様式第 4 号

[別紙参照]